

# 高齢者虐待防止テキスト (簡易版)

## 目次

|                        |   |
|------------------------|---|
| はじめに .....             | 2 |
| 高齢者虐待とは .....          | 3 |
| 高齢者虐待防止法 .....         | 3 |
| 高齢者虐待の種類と程度 .....      | 4 |
| いつの間にか虐待になっているかも ..... | 4 |
| 背景を理解し、早く虐待に気づく .....  | 5 |
| 高齢者虐待の背景 .....         | 5 |
| それぞれの責務 .....          | 5 |
| 発生後の対応 .....           | 6 |
| 高齢者虐待防止に向けた視点 .....    | 7 |
| 基本的視点 .....            | 7 |
| 留意事項 .....             | 7 |

## 【はじめに】

高齢者の方々が地域の中で尊厳を持って暮らしていく社会を構築していく上で、「高齢者の尊厳を支える」という観点を十分に持って取り組んでいく必要があります。そのような中、高齢者に対する虐待や不適切なケアの実情が明らかになり、その深刻な状況が表面化してきています。そのような状況を受け、平成18年4月に「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる「高齢者虐待防止法」が施行されました。

この法律では、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあることから、国や地方公共団体、国民に対する高齢者虐待の防止等に関しての責務が定められています。そして、高齢者虐待の防止や養護者への支援を促進することで、高齢者の権利や利益を守ることを目指しています。

法施行後であっても、通報件数の増加はもとより、家族関係の変化、傷病や障がい、貧困など様々な問題を内包し、複雑多岐にわたる課題を抱えている高齢者虐待事例が増加しています。高齢者虐待は特定の人や家族に起こるわけではなく、どこにでも誰にでも起こる可能性があります。また、一般的に高齢者虐待は外から見えにくいところで起こる為、家族や養護者が地域で孤立したまま深刻な事態に陥ることがあります。

介護や福祉にかかわる私たちはこのテキストを活用し、高齢者虐待に早期から気づけるように、そして防止できるよう努めていきましょう。

# 高齢者虐待とは

- 高齢者の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努める
- 適切な対応するために虐待の種類と程度を知る
- 虐待の自覚が無かったり、良かれと思ってしたことが虐待であったりする

## ● 高齢者虐待防止法

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり人生を、尊厳をもって過ごすことは、介護の必要の有無にかかわらず誰しもが望むことです。しかし、現実には、家族や親族、養介護施設従事者などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっています。高齢者の中には、辛くても不満があっても、声を出せない人がいます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)は、平成 18 年(2006 年)4月1日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や被虐待高齢者の保護に係る権限の付与、養護者へ支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村(特別区を含む。以下同じ。)、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

表 1 高齢者虐待の主な種類

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| <b>身体的虐待</b>       | 暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為        | <br><small>殴る蹴るなどの暴力<br/>身体</small>           |
| <b>心理的虐待</b>       | 脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること                 | <br><small>高齢者を叱りつける<br/>無視する<br/>心理</small>  |
| <b>性的虐待</b>        | 本人が同意していない、性的な行為やその強要                                  |  |
| <b>経済的虐待</b>       | 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること              | <br><small>年金などを勝手に<br/>使ってしまう<br/>経済</small> |
| <b>介護・世話の放棄・放任</b> | 必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること | <br><small>劣悪な環境で放置<br/>放棄・放任</small>         |

表2 高齢者虐待の程度

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 当事者に自覚がない場合も含めて、外から見ると明らかな虐待と判断できる状態で、専門職による介入が必要な状態です。                 | 緊急事態    | 高齢者の生命に関わるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く介入する必要があります。   |
|   | 要介入     | 放置しておくとなら高齢者の心身の状況に重大な影響を生じるか、そうなる可能性が高い状態です。専門職による介入が必要です。   |
| 虐待かどうかの判断に迷うことの多い状態です。放置すると深刻化することもあるため、本人や家族の支援、介護サービスの見直し等を図ることが大切です。 | 要見守り・支援 | 高齢者の心身への影響は部分的であるか顕在化していない状態。介護の知識不足や介護負担が増加しているなどにより不適切なケアになって、長年の生活習慣の中で生じた言動などが虐待に繋がると思われる場合などがあります。 |

● 高齢者虐待の種類と程度

一言で高齢者虐待といっても、様々な状況があります。虐待の主な種類は「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「介護・世話の放棄・放任」があります(表1)。また、虐待は、その状況の深刻さから「緊急事態」「要介入」「見守り・支援」の3つのレベルに分けて考えることができます(表2)。適切な対応を行うためにも、種類と程度の視点から虐待の状況を正確に把握することが大切です。

● いつの間にか虐待になっているかも

◎自覚がない場合も少なくありません…(図1)

「高齢者虐待」は、虐待をしている人に自覚が

あるとは限りません。高齢者が危険な状態におちいっていても、虐待の自覚がないことが多いのも特徴です。※虐待が疑われるケースの約1割は、生命の危険がある状態です。

◎些細なことが積み重なっている場合もあります…

注意を繰り返すなど、ちょっとしたこと、些細なことと思っても、積み重なることによって高齢者に大きな影響を与えることがあります。

◎ケアの方法が分からないために不適切な対応となっている(図2)

高齢者のためになると思ってしていることが虐待につながることもあります。

図1 自覚のない虐待の例



図2 不適切な対応が虐待となる例



# 背景を理解し、早く虐待に気づく

- 様々な要因と状況を正確に把握するようにする
- それぞれの責務を理解し、虐待防止と迅速な対応に努める
- 責務ごとの通報の流れを理解し、いざというときのスムーズな対応を心がける

## ● 高齢者虐待の背景

高齢者虐待は、様々な要因が重なり合って、発生するものです。その要因には、社会環境などの要因や人間関係の要因がありますが、人間関係の中には、虐待者の要因と高齢者の要因があります(図3)。表面上の行為のみにとらわれず、その背景にある様々な要因を探り、状況を正確に把握することが大切です。

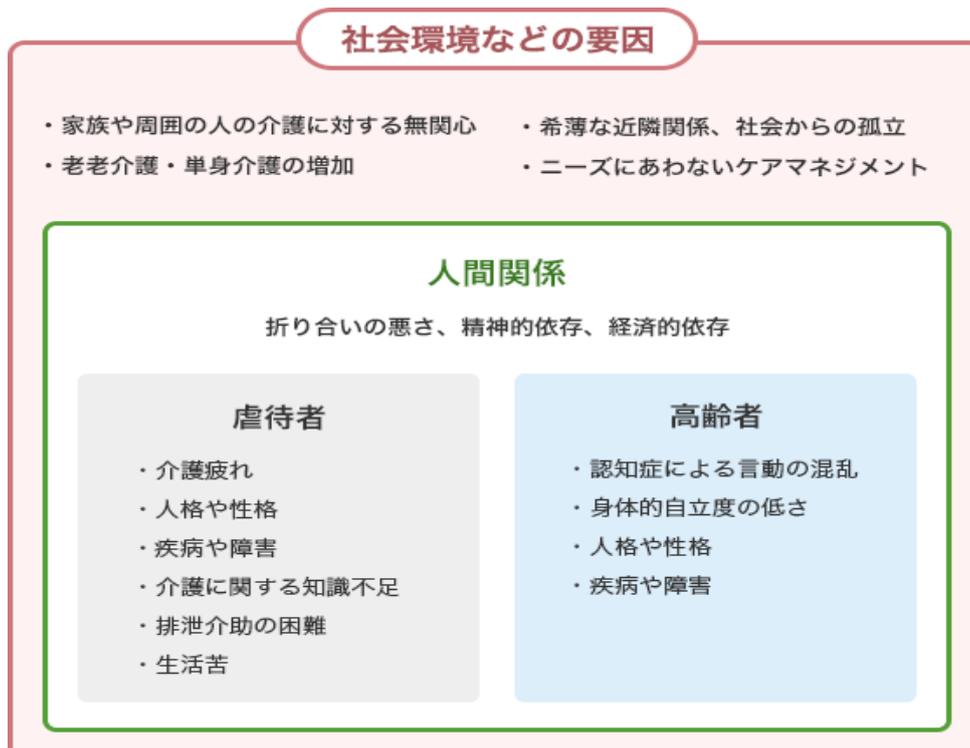
虐待者の要因:介護者の場合、介護疲れなどが、介護者のストレスを増大し、虐待の要因となることがあります。特に介護が長期化している場合は、周囲の配慮が必要です。また、虐待者が、病気や、精神的な問題を抱えている場合、こうしたことが虐待につながることもあります。

高齢者の要因:高齢者が、認知症による言動の混乱や身体的自立度の低さ等により、自分の要望をうまく伝えられないことが、結果として虐待の要因となることがあります。また、こうした高齢者の症状そのものが、介護者の負担やストレスの一因となることがあります。

## ● それぞれの責務

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています。

図3 高齢者虐待の要因



**【国民の責務】**

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません(第4条)。

**【保健・医療・福祉関係者の責務】**

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります(第5条)。

※これらの専門職は、高齢者の生活に身近で虐待の徴候などを知りうる立場にあることから、その職務上関わった状況に基づき、虐待の恐れに気がつき、早期に相談・通報につなげていただくことが強く期待されるとともに、市町村が虐待認定や緊急性の判断を行う際の必要な調査や情報収集における情報提供などの協力が不可欠です。

**【養介護施設の設置者、養介護事業者の責務】**

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者

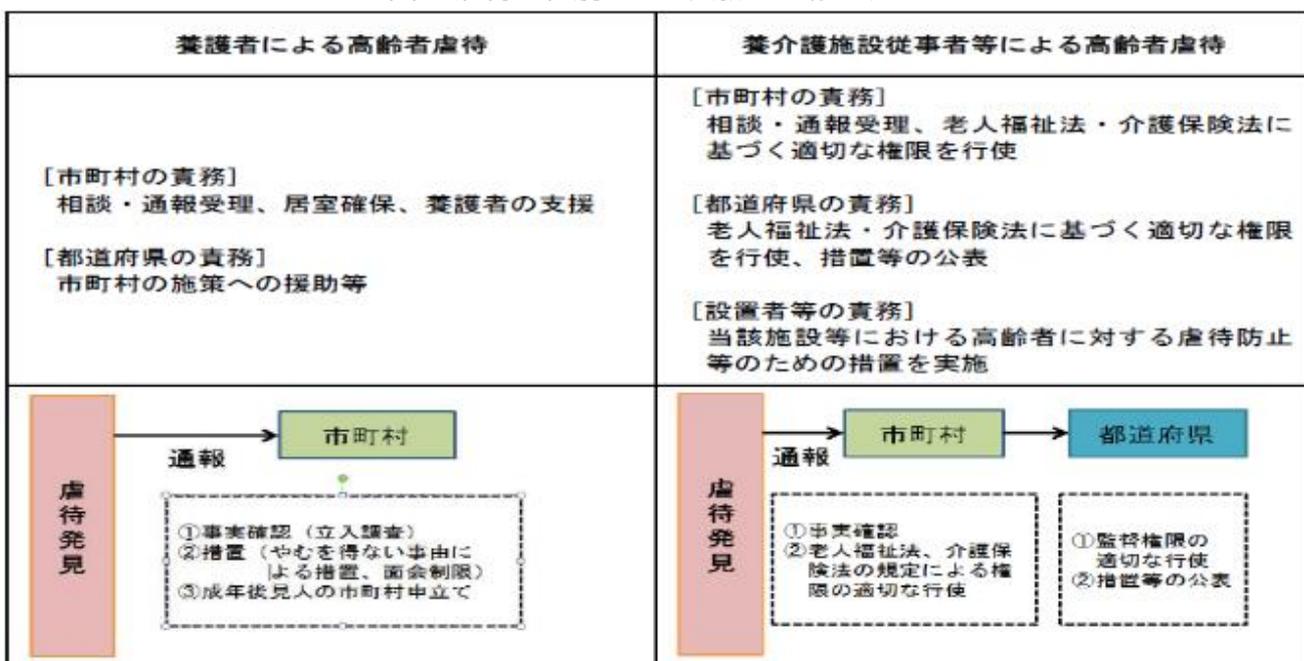
は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません(第20条)。また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています(第21条第1項)。

※これは、養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務(同条第3項)と異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課せられていることを意味します。養介護施設・事業者は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。経営者・管理者層にあつては、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待(疑い)を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

**● 発生後の対応**

各主体の責務などを養護者、養介護施設従事者等による虐待別に簡潔にまとめると図4のようになります。

図4 虐待の種別ごとの責務と通報の流れ



# 高齢者虐待防止に向けた視点

- 虐待防止には、知識・技術向上のための教育も必要となる
- 周囲が早く虐待を見つけてあげるためのチェックシートを活用する
- ネットワークを構築し、地域で高齢者虐待防止に取り組む

## ● 基本的視点

厚生労働省が公開している「高齢者虐待防止の基本」では、下記のような基本的視点をうたっています。

- ①発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援
- ②高齢者自身の意思の尊重
- ③虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- ④虐待の早期発見・早期対応
- ⑤高齢者本人とともに養護者を支援する
- ⑥関係機関の連携・協力によるチーム対応

特に③に関連して、法に基づく対応状況等調査結果では、養介護施設従事者等における高齢者虐待の主な発生要因が「教育・知識・介護技術等に関する問題」となっており、高齢者虐待防止や認知症ケアに対する理解を高める研修の実施を促すなど、管理者と職員が一体となった取組を推進していくことが重要です。

また、④にある早期発見・早期対応をするために、市町村で独自の高齢者虐待チェックシート(図5)を作成し活用しています。

## ● 留意事項

高齢者虐待の対応は、下記のようなことに留意しましょう。

### ①虐待に対する「自覚」は問わない

「家庭内における高齢者虐待に関

する調査」では、虐待を自覚していない虐待者は半数以上を占めており、また虐待を受けている高齢者でも3割は虐待を受けているという自覚はありませんでした。しかし、当事者の自覚にかかわらず、高齢者の権利利益が脅かされている状況に変わりはありません。

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑い

図5 高齢者虐待チェックシート(塩尻市)

| あなたの身近でこんなことはありませんか？  |  |
|---|--|
| 虐待の早期発見のためには、虐待に対する認識を深め、サインに気付くことが大切です。以下に、高齢者虐待の早期発見の手がかりとなるサインを例示しました。 |  |
| <b>身体的虐待のサイン</b>  |  |
| 身体に小さなキズが頻繁に見られる  |  |
| 顔、顔、口腔内、頭皮などにキズがある  |  |
| 急におびえたり、恐ろしがったりする   |  |
| 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある   |  |
| キズやあざの説明のつじつまが合わない  |  |
| <b>介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)のサイン</b>   |  |
| 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている  |  |
| 寝具や衣類が汚れたままになっている   |  |
| 身体からかなりの異臭がするようになってきている   |  |
| 適度な食事を準備されていない  |  |
| 不自然に空腹を訴える場面が増えている  |  |
| <b>心理的虐待のサイン</b>  |  |
| かきむしり、噛み付き、ゆすりなどが見られる   |  |
| 身体を萎縮させる  |  |
| おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が見られる  |  |
| 食欲の変化が激しく、摂食障害(過食、拒食)が見られる  |  |
| 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる   |  |
| <b>性的虐待のサイン</b>   |  |
| 肛門や性器からの出血やキズが見られる  |  |
| 生殖器の痛み、かゆみを訴える  |  |
| 急におびえたり、恐ろしがったりする   |  |
| ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える   |  |
| <b>経済的虐待のサイン</b>  |  |
| 年金や財産収入などがあることは明白であるにもかかわらず、お金がないと訴える                                     |  |
| 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない  |  |
| お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない  |  |
| 資産の保有状況と衣食住等生活状況の落差が激しくなる   |  |
| 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える   |  |
| <b>少しでも気になることがあれば、ご連絡ください</b>   |  |

があると考えて対応すべきです。

## ②高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先する必要があります。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。

## ③常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし、関係者や住民に周知する必要があります。

## ④必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要です。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。

特に、高齢者の安全や事実確認のための調査で

は、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

## ⑤関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」(図6)を活用することが有効です。

## ⑥適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待によって生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、市町村が適切に老人福祉法の規定による措置を講じ、又は成年後見開始の審判の請求をすることを規定しています(第9条)。

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。家族の意に反し措置を実施するなどの事例は数年に1回となるなど少ない頻度となることも想定されます。そういった場合でも適切に権限を発動するためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築することが望まれます。

図6 高齢者虐待防止ネットワーク構築の一例

